

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成20年6月4日提出

市川市長 千葉 光行

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成20年4月30日

市川市長 千葉 光 行

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 4 月 30 日

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 21 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「から第 28 項まで、第 30 項、第 31 項、第 33 項又は第 36 項から第 38 項まで」を「、第 24 項、第 26 項、第 27 項、第 29 項又は第 31 項から第 33 項まで」に改める。

附則第 16 項中「第 14 項、第 15 項、第 32 項、第 38 項、第 41 項、第 42 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項から第 52 項まで、第 55 項若しくは第 57 項」を「第 13 項、第 28 項、第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項から第 48 項まで、第 51 項若しくは第 53 項から第 58 項まで」に、「第 36 項から第 38 項まで」を「第 31 項から第 33 項まで」に改める。

第 2 条 市川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「第 58 項」を「第 59 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の市川市都市計画税条例の規定は、平成 20 年

度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の市川市都市計画税条例の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日（同法の施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。